

土器川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「土器川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、土器川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

3 本会議を進めていくにあたり、その他の土器川流域近隣関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 土器川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局香川河川国道事務所が行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年8月27日から施行する。
本規約は、令和3年2月22日から施行する。
本規約は、令和4年3月24日から施行する。
本規約は、令和5年2月 1日から施行する。
本規約は、令和6年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

土器川流域治水協議会 構成員

機関	役職
丸亀市	市長
坂出市	市長
善通寺市	市長
宇多津町	町長
琴平町	町長
多度津町	町長
まんのう町	町長
香川県	土木部 河川砂防課長
〃	中讃土木事務所長
〃	土木部 下水道課長
〃	農政水産部 土地改良課長
〃	環境森林部 森林・林業政策課長
林野庁	香川森林管理事務所長
森林整備センター	徳島水源林整備事務所長
農林水産省	香川用水二期農業水利事務所長
気象庁	高松地方気象台長
国土交通省	香川河川国道事務所長

土器川流域治水協議会 オブザーバー

香川大学	名誉教授・白木 渡
国土交通省	四国地方整備局流域治水推進室

別表2（第4条関係）

土器川流域治水幹事会 構成員

機関	役職
丸亀市	危機管理課長
〃	建設課長
坂出市	危機管理課長
善通寺市	自治防災課長
宇多津町	危機管理課長
琴平町	企画防災課長
多度津町	総務課課長
まんのう町	総務課課長
香川県	土木部 河川砂防課 課長補佐
香川県	中讃土木事務所 防災・監督主幹
香川県	土木部 下水道課 課長補佐
香川県	農政水産部 土地改良課 課長補佐
香川県	環境森林部 森林・林業政策課 課長補佐
林野庁	香川森林管理事務所 総括治山技術官
森林整備センター	徳島水源林整備事務所 係長
農林水産省	香川用水二期農業水利事務所 工事課長
気象庁	高松地方气象台 防災管理官
国土交通省	香川河川国道事務所 副所長

土器川流域治水幹事会 オブザーバー

香川大学	名誉教授・白木 渡
------	-----------